

(公印省略)

建政 第 641 号
令和2年6月29日

一般社団法人 大分県建設業協会長 殿

大分県土木建築部建設政策課長

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について（送付）

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、「令和 2 年度土木工事標準歩掛等各種積算基」において現場管理費の改定が行われ、令和 2 年 7 月 1 日以降起案の工事より適用されます。

これと併せて、法定外の労災保険の付保を要件化するため、下記のとおり、取り扱うこととしたので、参考送付します。

記

1 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、以下の特記仕様書記載例を参考に、設計図書へ明示することとする。

＜特記仕様書 記載例＞

第 条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。

2. 保険付保の確認

大分県公共工事請負契約約款第 60 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき、発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとする。

＜大分県公共工事請負契約約款＞
(火災保険等)

第 60 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるべきものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

3 適用工事

令和 2 年 7 月 1 日以降に起案する全ての工事とする。

問い合わせ先

建設政策課 技術・情報システム班

楠野、後田（内線 4560）